

2023年5月



葵総合経営センターだより

特集

令和5年度税制改正の大綱

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail aoi@aoi-cms.com

URL <http://www.aoi-cms.com/>



滋賀県高島市「メタセコイア並木道」

目次

2	日常生活の回復	6	合同会社
3	オンラインではできない体験の提供	7	共有物分割
4	令和5年度税制改正の大綱	8	ご案内

No.599

日常生活の回復

センター代表 杉浦 康晴

早いもので今年も4ヶ月が過ぎ、一年の3分の1が経過しました。長いコロナ禍での生活が続いてきましたが、マスク着用の緩和などコロナ前の日常生活が少しずつ戻ってきました。また、新型コロナの感染症法上の分類が5類への移行となることから行動制限といった強い措置がとられなくなり、今後の生活が徐々に活発化していくことでしょう。久しぶりに行動制限のない夏休みは特に旅行などの計画をされる方も多いことと思いますが、人気の観光地では旅館やホテルの予約がいっぱいとのことですから例年になく早めの手配が必要なようです。

さて、先日行われたWBCでは日本の優勝で日本中が大いに盛り上がり、特に大谷選手の活躍見たさにテレビ観戦されていた方も多かったことと思います。オールジャパンで勝ち取った優勝ですが、大谷選手の活躍や人間性には大変心惹かれるものがありました。新年度のスタート前に心躍るシーンを見せてもらい、活力を頂いたような気がします。

いよいよ新年度もスタートし、新しい環境でスタートを切られた方も多いことと思います。1ヶ月が経ち、少しずつ慣れてくる頃かと思いますが周囲のサポートもしっかりと努めていきましょう。

日本経済を見てみますと、2023年度予算は114兆円を超え、大幅に約6兆円増加しました。防衛費と異次元の少子化対策が議論され、高齢化による医療介護など社会保障

費の増大が大きく影響しています。ロシアによるウクライナ侵攻により、日本も防衛費をいかなる事態にも対応できるようにと増やしました。岸田首相自身ウクライナへの訪問で、一時的かもしれませんが支持率も回復しました。また、このことにより、防衛費を上げやすくしたように感じます。

この5月には広島サミットが開催され、G7議長国として力が入っています。これからの解散、総選挙も見据えた対応とも思えます。

政府は新型コロナから全面的に日常を取り戻そうとする今年、日本経済を本格的に回復させ、そして経済成長させようとしています。しかし、大きな問題となっている物価高対策が必要になっている今、国民生活と事業活動を守るために機動的かつ切れ目なく対応するよう政策を行うことが示されています。まだまだ中小企業は厳しい環境に置かれていますが、コロナ明けのこれからは経営を立て直すために本格的に収益拡大と効率化を進めていかなければなりません。



オンラインではできない体験の提供

葵経営コンサルタント 中島 和人

USJ復活の立役者として知られる森岡毅氏が率いるマーケティング集団「刀」が、高血圧疾患に特化したオンライン診療サービス「高血圧イーメディカル」を昨年秋に始動させました。プレスリリース※¹によると提供するサービスは、以下の特徴を持った内容になります。①初診から通院不要で、ビデオ通話とチャット機能を通じ診察②専門医療へアクセスしにくい地方の居住者も含め、日本全国どこからでも利用可能③薬の処方も自宅まで郵送④上腕式血圧計を無償貸与し、計測した血圧の数値を専用アプリに移動させ、日々の計測値をモニタリング⑤日本高血圧学会認定 高血圧専門医/指導医を中心とした専門チームが常に治療をサポート

ポイントは、オンライン診療と薬の発送が1回で行われることであり、忙しく通院に抵抗のある患者や、医療機関に通うほどとは思っていない軽度な状態の患者にとって、通院しなくとも治療ができることは魅力あるサービスとなっています。

本サービスが既存の医療機関に大きな影響を及ぼすとは考えませんが、他業種がオンライン診療へ参入してきたという現象や、またオンライン診療の持つ遠隔地でも診療できるという機能は、今後少なからず既存の医療機関の経営に影響を与えると考えます。そのような環境の中、対応策としてはオンライン診療への積極的な対応も必要ですが、オンライン診療では提供が難しいサービスの提供を行うことも有効な観点と考えます。

参考となる事例があります。東京都にあるTHIRD CLINIC GINZAでは事務スタッフを雇用せず、患者対応はすべて受付からマンツーマンで看護師が行います。診察室では患者に寄り添い一緒に医師の話を聞き、わからないことがあれば代わりに説明もします。会計も行い来院から帰るまでコンシェルジュのように患者に対応します※²。

オンラインのような非対面コミュニケーションは、客観的な事実の伝達や論理的な説明を行うことには向いており、「刀」が参入する高血圧疾患への対応には効果的です。しかし後者のクリニックで患者が得られる体験はオンラインでは非言語的な情報の収集量が限られるため困難と考えます。

通院による対面がオンラインでの非対面に勝るのは、患者に対しより表情や声のトーンなどといった非言語的な情報を伝えられる、得られる点です。よってオンライン診療で提供するサービスとは質の異なる、患者ごとにカスタマイズされた体験を得ることができるサービスの提供が、通院での対面コミュニケーションの大きな魅力になると考えます。

デジタル化は今後、加速度的に進展し医療もその影響から逃れられません。だからこそ戦略として自院が患者に提供する顧客体験価値を明確に定め、デジタル化する業務、しない業務を区分し、改めてサービスを設計し実装することが重要と考えます。

※¹ 株式会社刀 プレスリリース <https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000009.000073819.html>

※² 「CLINICばんぼう」2023/2月号 P22

「令和5年度税制改正の大綱」

葵総合税理士法人 税務会計部 大山慎史

令和4年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正の大綱」の以下の注目ポイントをピックアップして解説します。

- ①NISA制度の抜本的拡充・恒久化（所得税）
- ②インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置（消費税）
- ③電子帳簿等保存制度の見直し（納税環境整備）

①NISA制度の抜本的拡充・恒久化（所得税）

非課税保有期間が無期限化され、口座開設可能期間についても恒久化されます。

【～令和5年】

	つみたてNISA	いずれかを選択	一般NISA
年間の投資上限額	40万円		120万円
非課税保有期間	20年間		5年間
口座開設可能期間	平成30年(2018年)～令和19年(2037年)		平成26年(2014年)～令和5年(2023年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし



【令和6年以降】

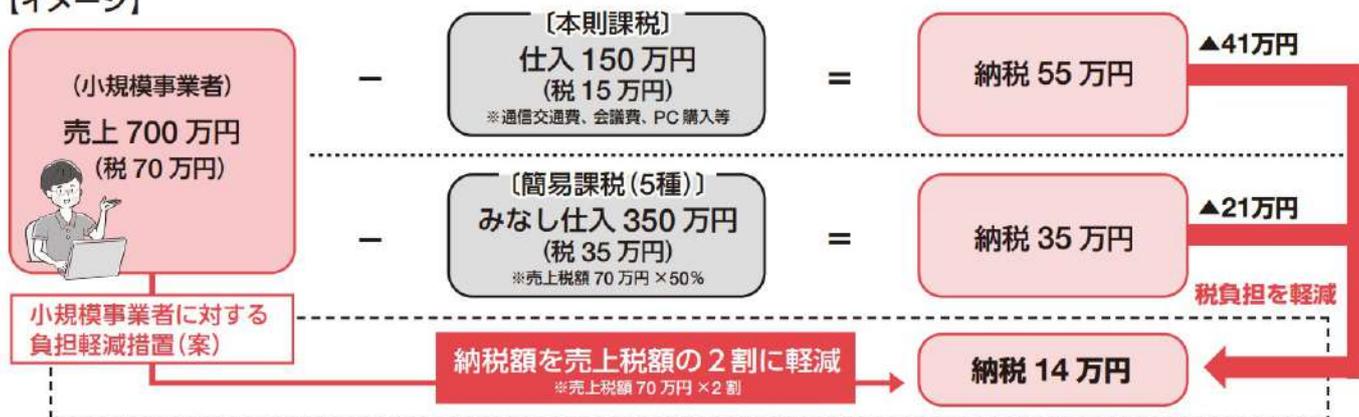
	つみたて投資枠	併用可	成長投資枠
年間の投資上限額	120万円		240万円
非課税保有期間	制限なし(無期限化)		同左
非課税保有限度額 (総枠)		1,800万円 ※簿価残高方式で管理(枠の再利用が可能)	1,200万円(内数)
口座開設可能期間	制限なし(恒久化)		同左
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託 (商品性について内閣総理大臣が告示で定める要件を満たしたものに限る)		上場株式・公募株式投資信託等 [※安定的な資産形成につながる投資商品に絞込み観点から、 高レバレッジ投資信託などを対象から除外]
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資		制限なし
現行制度との関係	令和5年末までに現行の一般NISA及びつみたてNISA制度において投資した商品は、 新しい制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用		

一定の投資信託を対象とする長期・積立・分散投資の年間投資上限額（「つみたて投資枠」）については、120万円に拡充されます。また上場株式への投資が可能な現行の一般NISAの役割を引き継ぐ「成長投資枠」を設けることとし、「成長投資枠」の年間投資上限額については、240万円に拡充するとともに、「つみたて投資枠」との併用が可能になります。一生涯にわたる非課税限度額を新たに設定した上で1,800万円とし、「成長投資枠」については、その内1,200万円が限度額となります。以上の措置は、令和6年1月から適用されます。

②インボイス制度の円滑な実施に向けた所要の措置（消費税）

小規模事業者に対する納税額に係る負担軽減措置として、免税事業者がインボイス発行事業者を選択した場合、納税額を売上税額の2割に軽減する激変緩和措置が3年間講じられます。これにより、業種にかかわらず、売上・収入の税額を把握するだけで消費税の申告が可能となることから、事務負担も大幅に軽減されます。

【イメージ】



※負担軽減措置の適用に当たっては、事前の届け出を求めず、申告時に選択適用できることとします。

③電子帳簿等保存制度の見直し（納税環境整備）

電子取引の取引情報に係る電磁的記録（電子取引データ）の保存制度については、原則として保存要件に従って、電子取引データを保存しなければならないこととされています。今回の見直しにおいて、電子取引データを保存要件に従って保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置として下記の措置が講じられます。

「相当の理由があると認める場合（事前手続不要）、その電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする。」

出典

財務省「令和5年度税制改正の大綱」

財務省「令和5年度税制改正の大綱の概要」

財務省「令和5年度 税制改正（案）のポイント」

合同会社

杉浦行政書士事務所 加藤紀男

最近、資産管理会社としての「会社」のうち「合同会社」の設立がありました。会社法で創設された「合同会社」につきまして、その概要を説明します。

「合同会社」という名称は、合名会社・合資会社と同一の規律が適用される会社であることを考慮し、「合」で始まり「会社」で終わる4文字という観点から決定されたそうです。

1. 設立手続の流れは、次の通りです。

定款の作成 → 出資（金銭・現物出資）の履行 → 設立の登記申請 → 成立

2. 定款の作成

社員になろうとする者が定款を作成し、その全員がこれに署名し、又は記名押印しなければなりません。定款の記載事項には、絶対的記載事項、相対的記載事項及び任意的記載事項があります。なお、合同会社の定款については、公証人の認証を受ける必要はありません。

ア 絶対的記載事項

- (ア) 目的
- (イ) 商号
- (ウ) 本店の所在地
- (エ) 社員の氏名又は名称及び住所
- (オ) 社員の全部を有限責任社員とする旨
- (カ) 社員の出資の目的及びその価額又は評価の基準

イ 相対的記載事項（会社法の規定により定款に定めがなければその効力を生じない事項）

- ・持分譲渡の要件
- ・業務を執行する社員（業務執行社員）の指名又は選任方法
- ・社員又は業務執行社員が2人以上ある場合における業務の決定方法
- ・合同会社を代表する社員（代表社員）の指名又は互選
- ・存続期間又は解散の事由 等

3. 出資の履行

社員になろうとする者は、定款の作成後、合同会社の設立を登記する時までには、その出資に係る金銭の全額を払い込み、又はその出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければなりません。株式会社と同様、最低資本金制度はありません。

4. 設立登記の登録免許税

設立登記の登録免許税額は、資本金の額に1000分の7を乗じた金額ですが、この金額が6万円に満たないときは、申請件数1件につき6万円です。なお、株式会社設立の場合は、この金額が15万円になります。

（参考文献：「持分会社の登記実務」青山修 著、法務省ホームページ）

共有物分割

弁護士 長谷川 留美子

最近、「不動産の共有持分でも買います」という広告をよく目にします。このような業者は、なぜ共有持分だけでも買ってくれるのでしょうか。

共有物は、分割請求することができます。まずは、共有者の協議で分割しますが、協議で分割できないときには、裁判を起こして分割することができます。

共有物の分割の方法は、現物分割（土地であれば分筆して分割）や代償分割（共有者の一部が他の共有者の持分を買取る方法）があり、それらができないときや分割によってその価格を著しく減少させるおそれがあるときは、裁判所によって競売が命じられます。すなわち、分割請求によって、最終的には、持分に対するお金を取得することができます。もっとも、裁判には不動産鑑定費用や弁護士費用などのコストがかかります。また、だれも欲しがらないような不動産では、競売してもだれも買ってくれないでしょう。

共有持分を買う業者は、持分を買った後、自ら共有物の分割請求をすることによって共有状態を解消し、最終的には買い取った持分に応じた対価を手に入れることができます。しかし、それには相当なコストがかかりますので、持分購入代金は、そのコストと業者の利益を見込んだ相当低い金額になるものと思います。もちろん、持分買取対象となる不動産については、利益が得られる物件かどうか選んでくるでしょう。

ところで、共有者の一人が行方不明のとき、共有物の分割はどうしたらいいでしょうか。

所有者不明土地の解消のための民法改正（令和5年4月1日に施行されました）の中で、「不動産が数人の共有に属する場合において、共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、裁判所は、共有者の請求により、その共有者に、当該他の共有者の持分を取得させる旨の裁判をすることができる。」という規定ができました。すなわち、たとえば、AとBの共有の土地について、Bが行方不明のとき、Aは裁判所に対して、Bの持分をAに取得させるよう請求することができます。この場合、BはAに対して、Bの持分の時価相当額の支払を請求することができます。Bが行方不明なのに、どうやってAは支払を請求されるのか、と思いますが、Aは、裁判所から命じられる金額を供託しなければなりませんので、Bはあとから供託金の払い渡しを請求することができます。

共有不動産の管理は、法律改正によって多少やりやすくなるはなりましたが（本コーナー2022年11月号掲載「共有制度の改正」参照）、単独所有に比べてやっかいなことに変わりありません。共有関係解消のために、分割請求を考えてみるのもいいかもしれません。

5月の税務・労務

- 10日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇特別農業所得者の承認申請
- 31日◇個人事業者の消費税・地方消費税
の中間申告及び納付
◇令和4年分所得税延納分の納付
◇令和5年3月決算法人の確定
申告、9月決算法人の中間申告、
6月・9月・12月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和5年3月決算法人の事業所
税申告及び納付
◇市町村長から個人住民税の特別
徴収税額の通知
◇自動車税の納付
◇鉾区税の納付



6月の税務・労務

- 12日◇源泉所得税の納付
◇住民税特別徴収額の納付
- 15日◇税務署長から令和5年分
所得税の予定納税額の通知
- 30日◇令和5年4月決算法人の確定
申告、10月決算法人の中間申告、
7月・10月・1月決算法人の
消費税中間申告（400万円超）
◇令和5年4月決算法人の事業所
税申告及び納付
◇個人住民税第1期分の納付
◇健康保険・厚生年金保険
被保険者賞与等支払届提出
(期限＝支払後5日以内)



ご案内

●康友会からのお知らせ

【会員様対象無料法律相談日(予約制)】

令和5年 5月 18日(木)
令和5年 6月 13日(火)
令和5年 7月 13日(木)
弁護士 長谷川 留美子

●センターからのお知らせ

【無料よろず相談日(予約制)】

令和5年 5月 18日(木)

◎休日のお知らせ

5月							6月						
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6					1	2	3
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	

各種お申し込み、お問い合わせは

葵総合経営センター TEL(052)331-1740 総務まで



葵総合経営センター・康友会ニュース

『広報委員会』

長谷川直明 秋山達也 横尾泰幸
山田真義 近藤美千栄 河村敦子

令和5年3月13日からマスク着用の緩和があったことから、外ではちらほらマスクを外している方が多くなってきましたが、花粉症の影響かマスクを着用している方も多く見られます。手洗い、うがい、消毒、マスクの着用等新型コロナウイルスの感染対策が、インフルエンザ等の病気の対策にもなるので、個人的にはマスクの着用や消毒を継続していきたいと思っております。

秋山達也